



令和4年度 大洲市水道水質検査計画

建設部 上下水道課

利用者の皆様に安心して飲んでいただける水道水を供給するため、水道法施行規則第15条第6項に基づき「令和4年度大洲市水道水質検査計画」を策定いたしました。

この計画では、水道水が水質基準に適合することを確認するため、施設の状況に合わせて「水源」からお客様の「給水栓」までの一連の施設で水質検査を実施することとしています。

また、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関と連携し、万一水質事故が発生した場合でも速やかに対応できるよう体制を整えています。

上下水道課では、この計画を水質管理の中核とし、適正な水質検査を行って安全と安心の確保に努めます。また、将来にわたり安全な水道水を確保するため、化学物質、農薬類などの検査も合わせて実施し安全でおいしい水道水の供給に努めます。



大洲市上水道 村島水源地

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 上水道
 - (2) 簡易水道
3. 水源及び浄水の状況
 - (1) 水源の状況
 - (2) 上水道の状況
4. 定期水質検査
 - (1) 検査の場所
 - (2) 検査項目と検査頻度
5. 水質検査の方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査精度と信頼性の保証
9. 関係者との連携

1. 基本方針

- (1) 水道水が給水栓(蛇口)において水質基準に適合することを確認するため、配水系統を代表する給水栓(蛇口)及び浄水施設の入口(原水)で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、法令に基づき、水源の状況や検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

(1) 上水道

上水道は、平成22年度に大洲と長浜の2事業を統合し、令和2年度から簡易水道の14事業を統合し、1事業として運営しています。現在は、28の水源施設のうち27の水源施設から取水し、水源地での塩素処理、浄水場で浄水処理後に塩素処理、緩速ろ過や膜ろ過等の浄水処理をした後に塩素処理を行い、配水管を通して皆様の家庭に配水しています。

給水の状況

令和2年度水道統計

上水道事業名	大洲市上水道事業
給水区域	大洲地区・長浜地区 肱川地区・河辺地区
計画給水人口(人)	38,000
給水区域内人口(人)	39,214
給水人口(人)	37,721
計画1日最大給水量(m ³)	21,000
実績1日最大給水量(m ³)	18,276
計画1人1日最大給水量(L)	553
実績1人1日最大給水量(L)	485
年間給水量(m ³)	5,968,000



大洲市上水道 五郎配水池

水源及び浄水の方法

地区名	大洲地区	大洲地区	大洲地区	大洲地区	大洲地区
水源施設	五郎水源地	菅田第3水源地	本村水源地	村島水源地	小倉水源地
所在地	五郎甲 125-1 番地	菅田町字新畑甲 463	菅田町字井堀甲 526	菅田町菅田乙 602	大竹字道中甲 1202
敷地面積	2,772 m ²	884 m ²	1,193 m ²		998 m ²
水源	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)
施設能力	6,900 m ³ /日	4,500 m ³ /日	7,650 m ³ /日		6,000 m ³ /日
浄水方法	塩素処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理
地区名	大洲地区				
水源施設	新谷水源地(予備)				
所在地	新谷甲 299				
敷地面積	826 m ²				
水源	浅井戸(地下水)				
施設能力	480 m ³ /日				
浄水方法	塩素処理				
地区名	長浜地区				
水源施設	柴浄水場				
所在地	柴甲 758				
敷地面積	3,070 m ²				
水源	浅井戸(地下水)				
施設能力	10,000 m ³ /日				
浄水方法	急速ろ過・塩素処理				

(2)旧簡易水道

簡易水道事業については、経営の基準強化のため、上水道事業に統合しました。

水源及び浄水の方法

事業名	森山旧簡易水道	森山旧簡易水道	有久保旧簡易水道	上須戒旧簡易水道	恋木旧簡易水道
水源施設等	森山水源地	成能水源地	有久保水源・浄水場	上須戒水源・浄水場	恋木水源地
所在地	森山甲 919-4	成能甲 477-3	柳沢 1353 番地先	上須戒乙 733-1	喜多山麓沖甲 417-3
敷地面積	420 m ²	25 m ²	-	691 m ²	365 m ²
水源	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	河川自流水	河川自流水	浅井戸(地下水)
施設能力	108.8 m ³ /日	95.2 m ³ /日	30 m ³ /日	268 m ³ /日	48 m ³ /日
浄水方法	塩素処理	塩素処理	緩速ろ過	緩速ろ過	塩素処理
事業名	保子野旧簡易水道	田処旧簡易水道	蔵川旧簡易水道	豊茂旧簡易水道	
水源施設等	保子野水源・浄水場	田処水源・浄水場	蔵川水源・浄水場	豊茂水源・浄水場	
所在地	平野町平地 5605-1	田処甲 2353-1	蔵川字川口甲 1587	豊茂乙 756-2	
敷地面積	1,021 m ²	1,016 m ²	743 m ²	444 m ²	
水源	河川自流水	河川自流水	河川自流水	河川自流水	
施設能力	78 m ³ /日	35 m ³ /日	92.4 m ³ /日	96 m ³ /日	
浄水方法	緩速ろ過	緩速ろ過	UF膜ろ過	緩速ろ過	
事業名	中央旧簡易水道	中央旧簡易水道	中央旧簡易水道	中央旧簡易水道	中央旧簡易水道
水源施設等	中央水源地	上中野水源・浄水場	鹿野川水源・月野尾浄水場	奥の山水源・予子林浄水場	添谷水源地
所在地	肱川町宇和川 2987-4	肱川町宇和川 3261	肱川町山鳥坂 788-2	肱川町予子林 8-5	肱川町宇和川 2529-2
敷地面積	135 m ²	150 m ²	335 m ²	1,459 m ²	44 m ²
水源	伏流水	湧水	伏流水	河川自流水	伏流水
施設能力	230 m ³ /日	19 m ³ /日	40 m ³ /日	318 m ³ /日	46 m ³ /日
浄水方法	塩素処理	緩速ろ過	急速ろ過	緩速ろ過	塩素処理
事業名	大谷旧簡易水道	名荷谷旧簡易水道	名荷谷旧簡易水道	名荷谷旧簡易水道	植松旧簡易水道
水源施設等	大谷水源・浄水場	名荷谷水源・浄水場	道野尾水源・浄水場	汗生水源・浄水場	植松水源・浄水場
所在地	肱川町大谷 861-3	肱川町茗荷谷 2525-2	肱川町宇和川 48-2	肱川町宇和川 3422-2	河辺町横山 2221
敷地面積	474 m ²	456 m ²	93 m ²	613 m ²	1634 m ²
水源	河川自流水	伏流水	伏流水	河川自流水	河川自流水
施設能力	277 m ³ /日	252.1 m ³ /日	52.4 m ³ /日	12.5 m ³ /日	115 m ³ /日
浄水方法	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過
事業名	名場連旧簡易水道	神納旧簡易水道			
水源施設等	名場連水源・浄水場	神納水源・浄水場			
所在地	河辺町河都 463	河辺町北平 634			
敷地面積	571 m ²	13,057 m ² の一部			
水源	河川自流水	河川自流水			
施設能力	35 m ³ /日	51 m ³ /日			
浄水方法	緩速ろ過	緩速ろ過			



中央旧簡易水道 上中野浄水

3. 水源及び浄水の状況

(1) 水源の状況

水源の水質は、現在まで概ね良好な状況を保持しており、上水道の全ての施設で国が定めた水質基準を下回っています。

今後とも、水質汚染源等の情報収集に努め、水源の水質変化の監視をより一層強化するとともに、周辺地域の環境についても注意して行く計画です。

(2) 上水道の状況

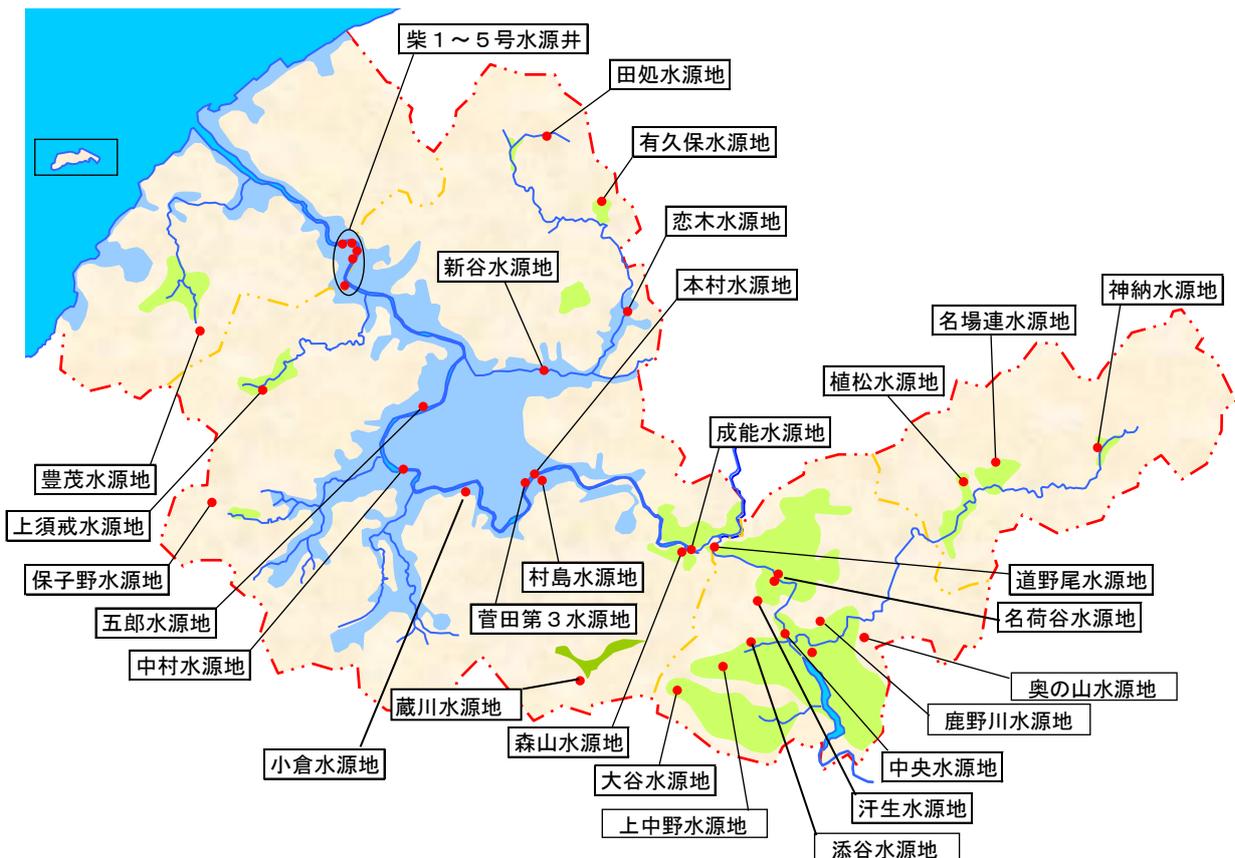
大洲地区は、浅井戸5水源より取水し、塩素滅菌処理を行い、浄水の濁度や残留塩素濃度を適切に管理し、水源別の配水池から安全で清浄な水を皆様の家庭に送っています。

長浜地区は、3号水源井の水量が減少したため平成18年8月より休止し、現在は浅井戸1水源と深井戸3水源から取水し、柴浄水場で除鉄・除マンガン及び塩素滅菌処理を実施した後に下平配水池へ送水し、安全で清浄な水を各地区の皆様の家庭に送っています。

旧簡易水道地区は、地元で管理を委託している施設を含め、大洲市全体で河川自流水、伏流水、浅井戸など、14施設合わせて21箇所の水源から取水しています。

一部水源では原水の水質が降雨等の影響により変化するものの、それぞれ緩速ろ過や膜ろ過施設により適切な濁度管理を行い、塩素処理による残留塩素濃度を調整した後に安全で清浄な水を皆様の家庭に送っています。

主要水源の位置



4. 定期水質検査

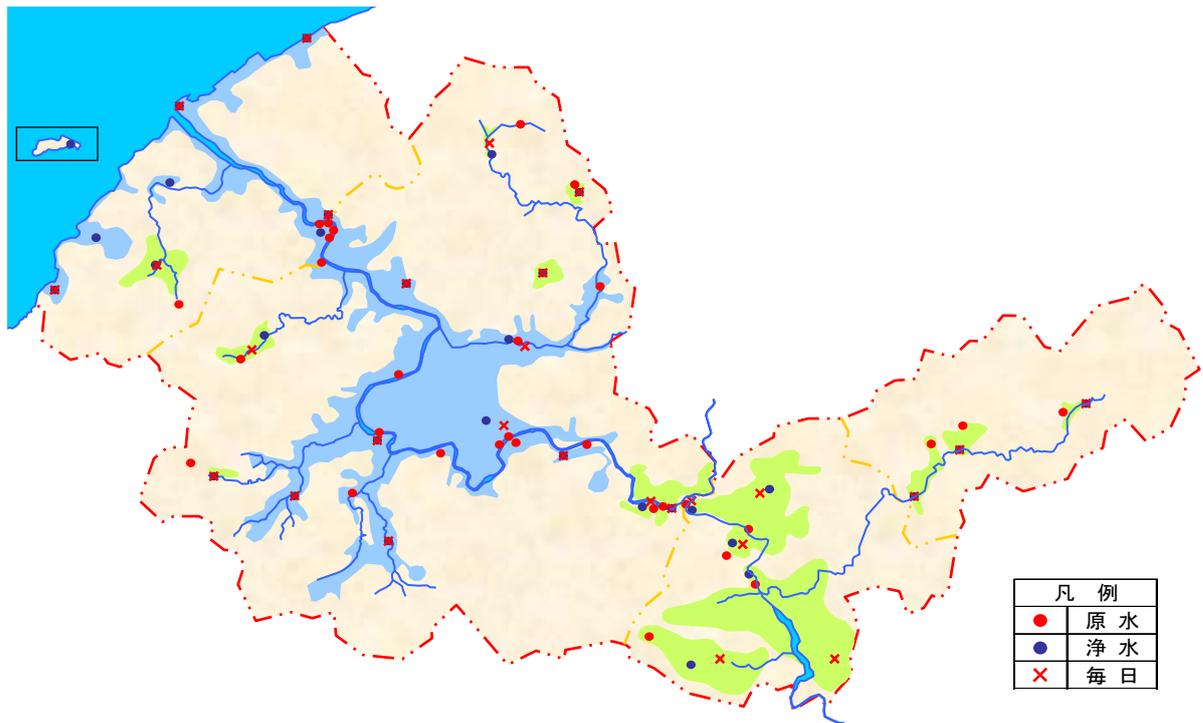
(1) 検査の場所

水質基準に適合した安全で清浄な水を皆様の家庭にお届けするため、上水道36地点で、給水栓により定期検査を行います。

また、水源の状況を把握するため、上水道30箇所の水源または浄水施設の入り口で原水についても定期検査を行います。

このほか、色・濁り・残留塩素について、上水道33地点の給水栓で毎日検査を行うほか、上下水道課管理センターで水質の監視を行います。

水質検査地点



● 検査箇所

検査の種類	検査頻度	上水道
毎日検査	1回/1日	本村・村島・菅田・小倉・南久米・五郎・新谷・柴・長浜・白滝・出海・今坊・森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (9項目)	1回/1月	本村・村島・菅田・小倉・南久米・五郎・新谷・柴・長浜・白滝・出海・今坊・大久保・蘆生・青島・森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
クリプトスポリジウム 汚染指標菌	1回/1月	本村・村島・菅田・小倉・五郎・柴(4)・森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (23項目)	1回/3月	本村・村島・菅田・小倉・南久米・五郎・新谷・柴・長浜・白滝・出海・今坊・森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (6項目)	1回/1年	本村・村島・菅田・小倉・南久米・五郎・新谷・柴・長浜・白滝・出海・今坊・森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (13項目)	1回/3月	村島(令和5年8月まで)
水質基準項目 (原水 22項目)	1回/1年	本村・村島・菅田・小倉・五郎・柴(4)・森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (原水 17項目)	1回/1年	村島(令和5年8月まで)
水質管理目標 設定項目	2回/1年	本村

(2) 検査項目と検査頻度

平成27年3月に改正された水質基準省令等に基づき、水源の状況や過去の検査結果を考慮し検査項目及び検査頻度を適正に決定し、水質検査を行います。

全項目検査については、移設のあった村島水源で行い、それ以外の水源については令和5年度に実施します。

また、将来にわたる安全性を確保するため、水源や農薬使用の状況に応じ水質管理上留意すべき項目として、水質管理目標設定項目についても水質検査を行います。

● 検査項目

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	51	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するため、また生活利用上障害を生じさせないために定めたもの
水質管理目標 設定項目	27	将来にわたり水道水の安全性を確保するために、水質基準を補完する項目として、環境中に検出されるものや、今後、水道水から検出される可能性があるものなどを定めたもの(地下水20項目)
クリプトスポリジウム 汚染指標菌	2	クリプトスポリジウム汚染の指標となる大腸菌と嫌気性芽胞菌の検査

● 検査省略の検討

水質基準項目検査(51項目)について法令で定める最低検査頻度		
① 51項目中28項目については、検査頻度を過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のとき1年に1回以上、1/10以下のときは3年に1回以上まで減らすことが可能		
② ①にかかわらず、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査する必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能		
検査頻度と水質基準項目検査の内容		
検査頻度	項目数	内 容
1回/1月	9項目	全て省略不可
1回/3月	23項目	12項目省略不可、11項目省略可
1回/1年	6項目	全て省略可能
1回/3年	13項目	令和5年度実施

※上記により、①及び②による場合の外、法令の定めるその他の理由により検査頻度を減少及び省略する場合であっても、各施設の検査結果を比較し、上水道・簡易水道ごとにその最高値に基づき検討した結果を、全ての施設に適用して検査頻度を決定します。

● 検査項目と頻度の決定

検査の種類	検査頻度	検査箇所数	備 考 (水質基準項目番号等)
		上 水 道	
浄水水質基準(9項目)	1回/1月	36	1,2,38,46,47,48,49,50,51
浄水水質基準(23項目)	1回/3月	33	8,9,10,11,12,13,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,39,40,44
浄水水質基準(6項目)	1回/1年	33	3,15,16,37,42,43
浄水水質基準(13項目)	1回/3年	33	4,5,6,7,14,17,18,19,20,35,36,41,45 (令和4年度検査省略)
原水水質基準(22項目)	1回/1年	31	1,2,9,10,11,12,13,15,16,33,37,38,39,40,42,43,44,46,47,49,50,51
原水水質基準(17項目)	1回/3年	31	3,4,5,6,7,8,14,17,18,19,20,32,34,35,36,41,45(令和4年度検査省略)
原水クリプト汚染指標菌	1回/1月	31	大腸菌及び嫌気性芽胞菌
水質管理目標設定項目	2回/1年	1	浄水 4、原水 14、農薬類 10 項目

● 上水道事業全体における最高値(平成31～令和3年度)に基づく検査頻度の決定

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考	
				基本頻度	最低頻度	実施頻度			
1	一般細菌	100個/ml	5	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標	
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標	
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目		
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	5			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.12			1回/3年	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.15	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3年	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3年	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
21	塩素酸	0.6	0.2	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物		
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002						
23	クロロホルム	0.06	0.010						
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.005						
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004						
26	臭素酸	0.01	<0.001						
27	総トリハロメタン	0.1	0.015						
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.019						
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002						
30	ブロモホルム	0.09	0.002						
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008						
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.079	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01						
34	鉄及びその化合物	0.3	0.13						
35	銅及びその化合物	1.0	0.02						
36	ナトリウム及びその化合物	200	17	1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	味 着色		
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005						
38	塩化物イオン	200	25.8						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	97.2	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味	
40	蒸発残留物	500	172	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3年	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡	
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状	
47	pH値	5.8～8.6	7.5						
48	味	異常でない	異常なし						
49	臭気	異常でない	異常なし						
50	色度	5	3						
51	濁度	2	1						

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。
過去3年間の最高値は、大洲地区と長浜地区での最高値です。

● 上水道事業 本村水源系統における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考		
				基本頻度	最低頻度	実施頻度				
1	一般細菌	100個/ml	1	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標		
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標		
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属		
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
8	六価クロム化合物	0.02	<0.002			1回/3年	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目			
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.1			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.04	1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	一般有機物		
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
15	1, 4-ジオキサン	0.05	<0.005			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
20	ベンゼン	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
21	塩素酸	0.6	0.07			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002			省略不可				
23	クロロホルム	0.06	<0.001	省略不可						
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	省略不可						
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002	省略不可						
26	臭素酸	0.01	<0.001	省略不可						
27	総トリハロメタン	0.1	0.003	省略不可						
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	省略不可						
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001	省略不可						
30	ブロモホルム	0.09	0.001	省略不可						
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色		
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.008			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/1年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	着色		
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.3			1回/1年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/1年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
38	塩化物イオン	200	7.1	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	69.5	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
40	蒸発残留物	500	106	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡		
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭		
43	2-メチルインボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭		
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡		
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状		
47	pH値	5.8~8.6	7.4							
48	味	異常でない	異常なし							
49	臭気	異常でない	異常なし							
50	色度	5	<1							
51	濁度	2	<0.1							

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 菅田第3水源系統における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値		検査頻度			設定理由	備考					
		mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	基本頻度	最低頻度	実施頻度							
1	一般細菌	100個/ml	2	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標					
2	大腸菌	未検出	未検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属					
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目						
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005										
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	省略不可		1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	一般有機物		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3.8						1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07										
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03	1回/3月	省略不可			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	消毒副生成物			
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002					1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。				
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					1回/3年	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001										
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					1回/3月	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001										
20	ベンゼン	0.01	<0.001			1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		消毒副生成物		
21	塩素酸	0.6	0.14										
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002										
23	クロロホルム	0.06	<0.001										
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003										
25	ジブロモクロロメタン	0.1	<0.001										
26	臭素酸	0.01	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1	<0.001										
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003										
29	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001	1回/3月	省略不可					1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
30	ブロモホルム	0.09	<0.001										
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.079										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色					
34	鉄及びその化合物	0.3	0.06										
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味					
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.1										
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/1年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色					
38	塩化物イオン	200	9.7										
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	93.5	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味					
40	蒸発残留物	500	149										
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001										
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
45	フェノール類	0.005	<0.0005						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状					
47	pH値	5.8～8.6	6.8										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5	1										
51	濁度	2	0.5										

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 小倉水源系統における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値		検査頻度			設定理由	備考				
		mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	基本頻度	最低頻度	実施頻度						
1	一般細菌	100個/ml	4	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標				
2	大腸菌	未検出	未検出									
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属				
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001									
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005									
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.2									
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07									
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.04									
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	1回/3年			1回/3年			水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	1回/3年	1回/1年			1回/1年			水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001									
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3年	1回/3年			1回/3年			過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001									
20	ベンゼン	0.01	<0.001	省略不可	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物				
21	塩素酸	0.6	0.14									
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002									
23	クロロホルム	0.06	<0.001									
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003									
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.001									
26	臭素酸	0.01	<0.001									
27	総トリハロメタン	0.1	0.001									
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003									
29	ブromジクロロメタン	0.03	<0.001									
30	ブromホルム	0.09	<0.001									
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色				
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.005									
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	1回/3年	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味				
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03									
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/1年	1回/1年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色				
36	ナトリウム及びその化合物	200	6									
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味				
38	塩化物イオン	200	6.4									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	66.1	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡				
40	蒸発残留物	500	108									
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	原因藻類発生時期に月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001									
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡				
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005									
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3									
47	pH値	5.8~8.6	7.3	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状				
48	味	異常でない	異常なし									
49	臭気	異常でない	異常なし									
50	色度	5	<1									
51	濁度	2	0.1									

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 五郎水源系統における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考	
				基本頻度	最低頻度	実施頻度			
1	一般細菌	100個/ml	6	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標	
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標	
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目		
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.1			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03	1回/3年	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	一般有機物	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
15	1, 4-ジオキサン	0.05	<0.005			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
20	ベンゼン	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
21	塩素酸	0.6	0.17			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
23	クロロホルム	0.06	<0.001	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物		
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
26	臭素酸	0.01	<0.001			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
27	総トリハロメタン	0.1	0.002			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
30	ブロモホルム	0.09	<0.001			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.01			1回/3年		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.9	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
38	塩化物イオン	200	7.1			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	57.0	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
40	蒸発残留物	500	96			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。			
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡	
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状	
47	pH値	5.8～8.6	7.3						
48	味	異常でない	異常なし						
49	臭気	異常でない	異常なし						
50	色度	5	<1						
51	濁度	2	<0.1						

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 村島水源系統における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	2	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.5			1回/3年	省略不可	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.04	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可			1回/3月
21	塩素酸	0.6	0.3			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
23	クロロホルム	0.06	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
26	臭素酸	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
27	総トリハロメタン	0.1	0.003			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
30	ブロモホルム	0.09	0.001	1回/3年	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.022			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	1回/3年	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.9	1回/3年	1回/3年	1回/1年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
38	塩化物イオン	200	7.0	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	60.8	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	110			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3年	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001			原因藻類発生時期に月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
47	pH値	5.8~8.6	7.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
48	味	異常でない	異常なし			1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
49	臭気	異常でない	異常なし			1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
50	色度	5	<1			1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
51	濁度	2	<0.1			1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 柴水源系統における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考			
				基本頻度	最低頻度	実施頻度					
1	一般細菌	100個/ml	5	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標			
2	大腸菌	未検出	未検出								
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目				
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001								
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005								
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.6						1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08								
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.13	1回/3年	1回/3年			過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002								
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3年	1回/3年			過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002								
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3月	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003								
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001								
20	ベンゼン	0.01	<0.001								
21	塩素酸	0.6	0.11								
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002								
23	クロロホルム	0.06	<0.001								
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003								
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002								
26	臭素酸	0.01	<0.001								
27	総トリハロメタン	0.1	0.004	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色				
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003								
29	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	味				
30	ブロモホルム	0.09	0.002								
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/1年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色				
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.010								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味				
34	鉄及びその化合物	0.3	0.04								
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡				
36	ナトリウム及びその化合物	200	15								
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	カビ臭				
38	塩化物イオン	200	27.0								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	88.5	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡				
40	蒸発残留物	500	160								
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気				
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上		原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	味				
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
45	フェノール類	0.005	<0.0005			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状			
47	pH値	5.8~8.6	7.1								
48	味	異常でない	異常なし								
49	臭気	異常でない	異常なし								
50	色度	5	1								
51	濁度	2	0.2								

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 森山簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考			
				基本頻度	最低頻度	実施頻度					
1	一般細菌	100個/ml	50	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標			
2	大腸菌	未検出	未検出								
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目				
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	1回/1年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	一般有機物	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	1回/1年		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。		
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	1回/3年		過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.52			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
12	フツ素及びその化合物	0.8	0.11						1回/3年	1回/3年	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.09	1回/3年	1回/1年			水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	1回/3年			過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
16	トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン及びトリス(1,2-ジクロロエチル)アミン	0.04	<0.002	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
21	塩素酸	0.6	0.07	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
23	クロロホルム	0.06	<0.001	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.001	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
26	臭素酸	0.01	<0.001	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
27	総トリハロメタン	0.1	0.001	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
30	ブロモホルム	0.09	<0.001	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.011	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.012	1回/3年	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02			1回/3年	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
34	鉄及びその化合物	0.3	0.21			1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色		
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.8	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/3月	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
38	塩化物イオン	200	8.0	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	35.9	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
40	蒸発残留物	500	82	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	カビ臭			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	発泡			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気			
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状			
47	pH値	5.8~8.6	7.0								
48	味	異常でない	異常なし								
49	臭気	異常でない	異常なし								
50	色度	5	1								
51	濁度	2	0.8								

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 有久保簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考						
				基本頻度	最低頻度	実施頻度								
1	一般細菌	100個/ml	5	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標						
2	大腸菌	未検出	未検出											
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属						
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。							
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目							
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001											
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。							
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005											
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	省略不可		1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	一般有機物			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.54						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05											
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.09	1回/3月	省略不可			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物				
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002					1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。					
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。					
16	2,4,6-トリクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノール	0.04	<0.002											
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					1回/3月	省略不可			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003									1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001											
20	ベンゼン	0.01	<0.001			1回/3年	省略不可				1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物	
21	塩素酸	0.6	0.17								1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002											
23	クロロホルム	0.06	0.003	1回/3年	省略不可					1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色		
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003											
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004							1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
26	臭素酸	0.01	<0.001											
27	総トリハロメタン	0.1	0.011					1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003											
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.004					1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
30	ブロモホルム	0.09	0.001											
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。							
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.008											
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。									
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03											
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。									
36	ナトリウム及びその化合物	200	4.0											
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。									
38	塩化物イオン	200	5.6											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	54.9	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味						
40	蒸発残留物	500	87			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。							
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡						
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭							
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡						
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。							
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.5			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。							
47	pH値	5.8~8.6	8.4	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状						
48	味	異常でない	異常なし											
49	臭気	異常でない	異常なし											
50	色度	5	4											
51	濁度	2	0.3											

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上須戒簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備考			
				基本頻度	最低頻度	実施頻度					
1	一般細菌	100個/ml	4	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標			
2	大腸菌	未検出	未検出								
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目				
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001								
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.74						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.10						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3月	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005								
16	トリス(1,2-ジクロロエチレン)及びトリス(1,2-ジブロモエチレン)	0.04	<0.002								
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001								
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003								
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001								
20	ベンゼン	0.01	<0.001								
21	塩素酸	0.6	0.13								
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002								
23	クロロホルム	0.06	0.017								
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.013	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003								
26	臭素酸	0.01	<0.001								
27	総トリハロメタン	0.1	0.028								
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.004								
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.009								
30	ブロモホルム	0.09	<0.001								
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008								
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	味					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.3								
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
38	塩化物イオン	200	7.9	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	54.8	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
40	蒸発残留物	500	90	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02								
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.8								
47	pH値	5.8~8.6	8.6								
48	味	異常でない	異常なし								
49	臭気	異常でない	異常なし								
50	色度	5	1								
51	濁度	2	<0.1								

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 恋木簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考	
				基本頻度	最低頻度	実施頻度			
1	一般細菌	100個/ml	72	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標	
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標	
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	令和2年度基準値改正		
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	平成26年度新規追加項目		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.3			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.07			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.07	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	一般有機物	
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。		
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
20	ベンゼン	0.01	<0.001			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
21	塩素酸	0.6	0.07			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
23	クロロホルム	0.06	0.002			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
26	臭素酸	0.01	<0.001	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
27	総トリハロメタン	0.1	0.008	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
30	ブロモホルム	0.09	0.001	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.009	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
36	ナトリウム及びその化合物	200	4.2	1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	味	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。		
38	塩化物イオン	200	7.1			1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	64.7	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味	
40	蒸発残留物	500	107			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001			原因藻類発生時期に月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.4			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
47	pH値	5.8~8.6	7.6	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状	
48	味	異常でない	異常なし			1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)		
49	臭気	異常でない	異常なし			1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)		
50	色度	5	<1			1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)		
51	濁度	2	<0.1			1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)		

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 保子野簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備考					
				基本頻度	最低頻度	実施頻度							
1	一般細菌	100個/ml	4	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標					
2	大腸菌	未検出	未検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属					
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目						
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物		
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004						1回/1年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.28						省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.09										
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02										
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002										
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005										
16	トリス(1,2-ジクロロエチレン)及びトリス(1,2-ジブロモエチレン)	0.04	<0.002										
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001										
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003										
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001										
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色					
21	塩素酸	0.6	0.15										
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002										
23	クロロホルム	0.06	0.025										
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.007										
25	ジブromokロロメタン	0.1	0.001										
26	臭素酸	0.01	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1	0.031										
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.009										
29	ブromोजクロロメタン	0.03	0.007						1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
30	ブromホルム	0.09	<0.001										
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01										
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01										
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.6										
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	省略不可	1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色					
38	塩化物イオン	200	6.7			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	34.4			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。						
40	蒸発残留物	500	68	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02										
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。						
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/月	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9			1回/3月	省略不可		1回/3月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	味		
47	pH値	5.8～8.6	7.7										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5	2										
51	濁度	2	0.1	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	基礎的性状					
51	濁度	2	0.1										

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 田処簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備考		
				基本頻度	最低頻度	実施頻度				
1	一般細菌	100個/ml	4	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標		
2	大腸菌	未検出	未検出							
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属		
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目			
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	1回/1年		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	1回/3年		過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.85			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05			1回/3年	1回/3年		1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.12	1回/3月	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	一般有機物		
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	1回/1年		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005			1回/3年	1回/3年		過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
16	ジクロロメタン	0.02	<0.001			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
17	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	1回/3年		1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。
18	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
19	ベンゼン	0.01	<0.001			1回/3年	1回/3年		1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
20	塩素酸	0.6	0.16			1回/3月	1回/3年		1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
21	クロロ酢酸	0.02	<0.002			1回/3月	1回/3年		1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
22	クロロホルム	0.06	0.013			1回/3月	1回/3年		1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
23	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
24	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
25	臭素酸	0.01	<0.001	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
26	総トリハロメタン	0.1	0.024	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
27	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
28	ブロモジクロロメタン	0.03	0.008	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
29	ブロモホルム	0.09	<0.001	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
30	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
31	亜鉛及びその化合物	1.0	0.007	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
33	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
34	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
35	ナトリウム及びその化合物	200	4.2	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
36	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
37	塩化物イオン	200	7.1	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	52.8	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
39	蒸発残留物	500	87	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
40	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
41	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭		
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡		
43	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡		
44	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気		
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	味		
46	pH値	5.8～8.6	8.2	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状		
47	味	異常でない	異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)			
48	臭気	異常でない	異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)			
49	色度	5	1	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)			
50	濁度	2	0.1	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)			

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 蔵川簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考			
				基本頻度	最低頻度	実施頻度					
1	一般細菌	100個/ml	1	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標			
2	大腸菌	未検出	未検出								
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目				
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001								
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.41						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.05						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物			
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001								
20	ベンゼン	0.01	<0.001								
21	塩素酸	0.6	0.11								
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002								
23	クロロホルム	0.06	0.019								
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003								
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003								
26	臭素酸	0.01	<0.001								
27	総トリハロメタン	0.1	0.032								
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.010								
30	ブロモホルム	0.09	<0.001								
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色			
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03								
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01								
36	ナトリウム及びその化合物	200	4.5	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005								
38	塩化物イオン	200	5.7	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	20.5	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
40	蒸発残留物	500	55	1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02								
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3年	省略不可	1回/3月	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.6								
47	pH値	5.8~8.6	7.4	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状			
48	味	異常でない	異常なし								
49	臭気	異常でない	異常なし								
50	色度	5	<1								
51	濁度	2	<0.1								

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 豊茂簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考			
				基本頻度	最低頻度	実施頻度					
1	一般細菌	100個/ml	9	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標			
2	大腸菌	未検出	未検出								
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目				
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001								
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.7						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.06						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3月	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005								
16	トリス(1,2-ジクロロエチレン)及びトリス(1,2-ジブロモエチレン)	0.04	<0.002								
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001								
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003								
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001								
20	ベンゼン	0.01	<0.001								
21	塩素酸	0.6	0.11								
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002								
23	クロロホルム	0.06	0.006								
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色			
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.007								
26	臭素酸	0.01	<0.001								
27	総トリハロメタン	0.1	0.021								
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003								
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.008								
30	ブromホルム	0.09	0.002								
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008								
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005						1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01						1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	味 着色			
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.4			1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。				
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
38	塩化物イオン	200	7.4	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	49.0	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
40	蒸発残留物	500	90								
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	原因藻類発生時期に月1回以上	省略不可	1回/3年	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭			
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001								
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/月	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.4			1回/3月	省略不可	1回/3月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状	
47	pH値	5.8～8.6	8.0								
48	味	異常でない	異常なし								
49	臭気	異常でない	異常なし								
50	色度	5	2								
51	濁度	2	0.5								

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 中央簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考			
				基本頻度	最低頻度	実施頻度					
1	一般細菌	100個/ml	16	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標			
2	大腸菌	未検出	未検出								
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目				
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	1回/1年		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	一般有機物	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	1回/1年		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.0			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.16						1回/3年	1回/3年	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02	1回/3年	1回/1年			水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	1回/3年			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3年	1回/1年			水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
16	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3年	1回/3年			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
17	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3年	1回/3年			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
18	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	1回/3年	1回/3年			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
19	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3年	1回/3年			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
20	塩素酸	0.6	0.21	1回/3年	1回/3年			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色		
21	クロロ酢酸	0.02	<0.002	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
22	クロロホルム	0.06	0.009	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味 着色			
23	ジクロロ酢酸	0.03	0.003			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
24	ジブromクロロメタン	0.1	0.005			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
25	臭素酸	0.01	<0.001			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
26	総トリハロメタン	0.1	0.016			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
27	トリクロロ酢酸	0.03	0.004			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
28	ブromジクロロメタン	0.03	0.005			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
29	ブromホルム	0.09	0.002			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
30	ホルムアルデヒド	0.08	0.009			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
31	亜鉛及びその化合物	1.0	0.094			1回/3月	1回/3月		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
32	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
33	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
34	銅及びその化合物	1.0	0.02	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
35	ナトリウム及びその化合物	200	6.5			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
36	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
37	塩化物イオン	200	6.4			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	99	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
39	蒸発残留物	500	137			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
40	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
41	ジェオスミン	0.00001	<0.000001			原因藻類発生時期に月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。				
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
43	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
44	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気			
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7			1回/3年	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
46	pH値	5.8～8.6	7.9	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状			
47	味	異常でない	異常なし								
48	臭気	異常でない	異常なし								
49	色度	5	2								
50	濁度	2	0.3								

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 名荷谷簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考			
				基本頻度	最低頻度	実施頻度					
1	一般細菌	100個/ml	20	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標			
2	大腸菌	未検出	未検出								
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目				
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	一般有機物	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。				
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.97			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.16						1回/3年	1回/3年	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.20	1回/1年	1回/1年			水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
16	トリス(1,2-ジクロロエチレン)及びトリス(1,2-ジブロモエチレン)	0.04	<0.002	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
21	塩素酸	0.6	0.59	1回/3年	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色	
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
23	クロロホルム	0.06	0.022			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.009			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
26	臭素酸	0.01	<0.001			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
27	総トリハロメタン	0.1	0.029			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.017			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.006			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
30	ブロモホルム	0.09	0.001			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008			1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.014	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味 着色			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02			1回/3年	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
34	鉄及びその化合物	0.3	0.05			1回/3年	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.5			1回/3年	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.016	1回/3月	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
38	塩化物イオン	200	7.5	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	56.1	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
40	蒸発残留物	500	102	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。				
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.8	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状			
47	pH値	5.8～8.6	7.7								
48	味	異常でない	異常なし								
49	臭気	異常でない	異常なし								
50	色度	5	3								
51	濁度	2	1.9								

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 大谷簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備考					
				基本頻度	最低頻度	実施頻度							
1	一般細菌	100個/ml	3	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標					
2	大腸菌	未検出	未検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属					
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目						
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001										
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物		
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.73						1回/3年	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07										
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02	1回/3月	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物			
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002										
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005										
16	トリス(1,2-ジクロロエチレン)及びトリス(1,2-ジブロモエチレン)	0.04	<0.002										
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001										
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003										
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001										
20	ベンゼン	0.01	<0.001										
21	塩素酸	0.6	0.11										
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002										
23	クロロホルム	0.06	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色					
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003										
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.003										
26	臭素酸	0.01	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1	0.006										
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003										
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.001										
30	ブromホルム	0.09	0.002										
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008										
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.013						1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01										
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03										
35	銅及びその化合物	1.0	0.03	1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	着色					
36	ナトリウム及びその化合物	200	4.4										
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/年	省略不可	1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。						
38	塩化物イオン	200	4.5	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	111	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
40	蒸発残留物	500	144										
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001										
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.3	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状					
47	pH値	5.8～8.6	8.1										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5	<1										
51	濁度	2	0.1										

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 植松簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考					
				基本頻度	最低頻度	実施頻度							
1	一般細菌	100個/ml	4	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標					
2	大腸菌	未検出	未検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属					
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目						
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001										
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005			1回/3年	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物		
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.44						1回/3年	省略不可		1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07										
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02	1回/3年	省略不可			1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。				
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002										
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3月	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物			
16	ジクロロメタン	0.02	<0.001										
17	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002										
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003										
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001										
20	ベンゼン	0.01	<0.001										
21	塩素酸	0.6	0.11										
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002										
23	クロロホルム	0.06	0.024										
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.010										
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色					
26	臭素酸	0.01	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1	0.030										
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.008										
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.006										
30	ブromホルム	0.09	<0.001										
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008										
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005						1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01										
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03						1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	味
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01										
36	ナトリウム及びその化合物	200	4.2										
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/月	1回/3月	1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色					
38	塩化物イオン	200	4.8			1回/3月	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	62.9	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡					
40	蒸発残留物	500	88										
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	原因藻類発生時期に月1回以上	省略不可	1回/3月	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001										
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001										
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	味					
47	pH値	5.8~8.6	7.9										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5	1										
51	濁度	2	<0.1										

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 名場連簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考					
				基本頻度	最低頻度	実施頻度							
1	一般細菌	100個/ml	8	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標					
2	大腸菌	未検出	未検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属					
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。						
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目						
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物		
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004						1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.67						省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
12	フツ素及びその化合物	0.8	0.10										
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.05										
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002										
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005										
16	トリス(1,2-ジクロロエチレン)及びトリス(1,1,2-ジクロロエチレン)	0.04	<0.002										
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001										
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003										
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001										
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物						
21	塩素酸	0.6	0.11										
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002										
23	クロロホルム	0.06	0.024										
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.010										
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.002										
26	臭素酸	0.01	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1	0.030										
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.008										
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.006			1回/3年		省略不可	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色			
30	ブromホルム	0.09	<0.001	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。								
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。								
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03			1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味						
36	ナトリウム及びその化合物	200	4.4										
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡						
38	塩化物イオン	200	5.4										
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	60.6	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味						
40	蒸発残留物	500	78										
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	原因藻類発生時期に月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	カビ臭						
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001										
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡						
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005										
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	省略不可	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9										
47	pH値	5.8～8.6	8.0	1回/月	省略不可	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状						
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし	1回/月	省略不可	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状						
50	色度	5	2										
51	濁度	2	0.6	1回/月	省略不可	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状						
51	濁度	2	0.6										

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 神納簡易水道事業における最高値(平成31～令和3年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考				
				基本頻度	最低頻度	実施頻度						
1	一般細菌	100個/ml	3	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標				
2	大腸菌	未検出	未検出									
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	1回/3年	省略不可	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	無機物/重金属				
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3月	令和2年度基準値改正 平成26年度新規追加項目					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001									
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。			
8	六価クロム化合物	0.02	0.002									
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3年	省略不可		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001						1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.37						1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。		
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.09						1回/3年	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02	省略不可	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002									
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3月	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物		
16	トリス(1,2-ジクロロエチレン)及びトリス(1,2-ジブロモエチレン)	0.04	<0.002					1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					省略不可	1回/3月			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003									
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。				
20	ベンゼン	0.01	<0.001									
21	塩素酸	0.6	0.09			1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		着色	
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002									
23	クロロホルム	0.06	0.020									
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.011									
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.002									
26	臭素酸	0.01	<0.001									
27	総トリハロメタン	0.1	0.023									
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.007									
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.004									
30	ブromホルム	0.09	<0.001									
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味				
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.009									
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色				
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03									
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	味				
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.2									
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3年	省略不可	1回/年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色				
38	塩化物イオン	200	4.7									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	55.3	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味				
40	蒸発残留物	500	72									
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡				
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001									
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭				
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡				
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.0	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	味				
47	pH値	5.8~8.6	8.0									
48	味	異常でない	異常なし									
49	臭気	異常でない	異常なし									
50	色度	5	2									
51	濁度	2	0.4									

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 水質管理目標設定項目検査(上水道本村水源地、27項目中6項目は基準項目で実施)

番号	定期検査項目	目標値 (mg/ℓ以下)	検査頻度	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02	2回/年	
2	ウラン及びその化合物	0.002	2回/年	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	2回/年	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	2回/年	
8	トルエン	0.4	2回/年	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	2回/年	
10	亜塩素酸	0.6	省略	浄水処理に二酸化塩素を使用していないため省略
12	二酸化塩素	0.6		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	2回/年	
14	泡水クロラール	0.02	2回/年	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	2回/年	
16	残留塩素	1	1回/月	基準項目検査で実施するため省略
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	1回/3月	
18	マンガン及びその化合物	0.01	2回/年	
19	遊離炭酸	20	2回/年	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	2回/年	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	2回/年	
22	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3	2回/年	
23	臭気強度	3	2回/年	
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	1回/3月	基準項目検査で実施するため省略
25	濁度	1度	1回/月	
26	pH値	7.5程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上極力0に近づける	2回/年	
28	従属栄養細菌	2000集落	2回/年	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	2回/年	
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1mg/ℓ以下	2回/年	基準項目検査で実施するため省略
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの和として0.00005mg	2回/年	

農薬については、対象農薬120物質の内、検査地域の農薬の使用状況に応じ検査項目を選定します。農薬の散布時期に合わせて検査する予定です。

5. 水質検査の方法

試料の採取については、市の職員が行いますが、水質検査は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚労省国土261号、平成28年改正厚労省告示115号)を遵守し、すべての項目について厚生労働大臣の登録した外部機関に委託して行います。なお、令和3年度は、公益財団法人愛媛県総合保健協会に委託して検査を行いました。

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う場合

水質異常等により、基準に適合しないおそれがある場合は、直ちに必要な措置を取るとともに、速やかに水質検査を行ない、異常内容と範囲を把握して問題の解決を図ります。また、原因不明など必要な場合は保存用試料を採取し原因解明や証拠物件として必要がなくなるまで適切に保管します。

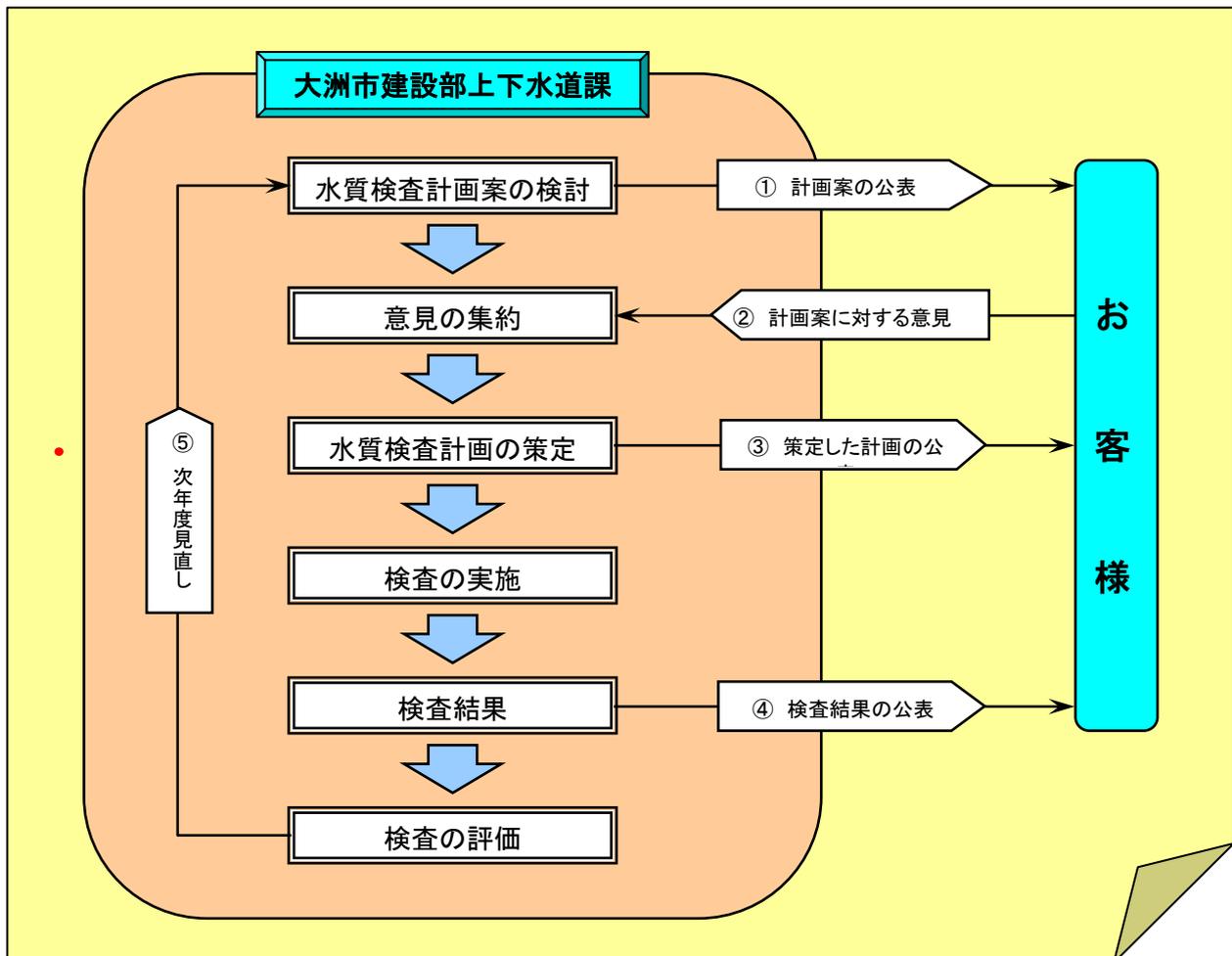
- ① 水源水質の著しい悪化や水源に異常があった場合
- ② 水源付近及び給水区域等において消化器系感染症が流行している場合
- ③ 浄水処理過程で異常があった場合
- ④ 配水管などの大規模工事や水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ⑤ 国・県における放射線等調査結果を踏まえ、水道水の放射能汚染の恐れがある場合
- ⑥ その他特に必要があると認められる場合

(2) 検査項目

水質基準項目及び汚染物質について行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は年度ごとに作成してホームページ等で事前に公表します。また、水質検査結果は翌年度にとりまとめてホームページ等で公表するとともに、水質検査計画に反映させます。公表結果につきましては、郵便、ファックス、電子メールなどを通じてお客様からのご質問やご意見を徴集して検査計画に反映させ、より安全で信頼できる水道をめざします。



8. 水質検査精度と信頼性の保証

大洲市は全ての検査を委託して行いますが、検査項目は微生物から化学物質まで多種多様にわたり、微量なレベルまで測定が必要です。

このような状況でも、正確かつ高精度の水質検査結果を確保するため、委託機関に検査結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況、厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料等の提出を求め、委託検査の信頼性を高める体制を整えていきます。

9. 関係者との連携

水源での水質事故発生時には、河川管理者などの関係機関との情報交換を行い、取水停止等の適切な措置を講じて水道水の安全性を確保します。

また、水質汚染事故や水系感染症の発症などがあった場合は、国や県の関係機関等と連携して迅速な情報収集に努め、速やかな対策を講じます。